

令和2年6月24日

商店会代表者 各位

横浜市経済局商業振興課

(電話：045-671-3488)

2件のご案内を同封しています。

新型コロナウイルス感染症に関連した施策のご案内を送らせていただきます。

【同封物】

1 テイクアウトやテラス営業などのための道路占用の許可基準の緩和について

…飲食店が、「3密」を避けるために店の前に歩道空間2mもしくは3.5mなどを確保した上で、テラスなどを出す際の道路占用料が、令和2年11月30日まで免除になります。

※土木事務所に申請が必要です。申請前に横浜市 経済局 商業振興課 (045-671-3488) へご相談をお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

…国・県・市の支援策をまとめた一覧表です。時期によって更新されますので、最新版は横浜市のホームページをご覧ください。(https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/)



【お知らせ】 令和2年度 商店街支援メニューの状況について

…6月24日現在、予算額を超過したため募集を終了している事業をお知らせいたします。

募集終了

- ①商店街社会課題チャレンジモデル事業
- ②商店街インバウンド対策支援事業
- ③商店街宅配・出張販売・送迎支援モデル事業
- ④商店街と個店の相談事業
- ⑤小規模事業者設備投資助成事業
- ⑥商店街新型コロナウイルス感染症衛生対策支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

## テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

横浜市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとしました。



イメージ(佐賀県より提供)

### 今回の緊急措置のポイント

<p><b>内容</b></p>	<p>① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること                  ② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること                  ③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること                  ④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること</p>
<p><b>主体</b></p>	<p>地方公共団体又は関係団体※<sup>1</sup>による一括占有※<sup>2</sup>                  ※<sup>1</sup> <u>地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体</u>など                  (道路占有許可申請には、地方公共団体からの支援等に関する意見書等が必要です。)                  ※<sup>2</sup> <u>個別店舗ごとの申請はできません。</u></p>
<p><b>場所</b></p>	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所                  ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。                  ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
<p><b>占用料</b></p>	<p><b>免除</b> (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)</p>
<p><b>占有期間</b></p>	<p>令和2年11月30日まで</p>

裏面あり

緊急措置に関する問合せ先一覧

○ 地方公共団体からの支援に関するご相談

対象団体	相談先
まちづくり団体のかた	都市整備局地域まちづくり課 (045-671-2696) 都市整備局都心再生課 (045-671-2673) 都市整備局みなとみらい2 1 推進課 (045-671-3516)
商店街のかた	経済局商業振興課 (045-671-3488)
その他団体のかた	当該団体を所管する関係区局にご相談ください。
上記団体に該当しないかた	政策局共創推進課 (045-671-4395) 都市整備局都市デザイン室 (045-671-3850)

※ 道路占用許可申請には、上記相談先の区局からの意見書等の添付が必要です。

○ 制度について

道路局管理課 (045-671-3525) にお問合せください。

○ 道路占用許可の申請先

該当する区の土木事務所にご申請ください。

※横浜市内の国道のうち、横浜市が管理する国道以外につきましては国道事務所にご相談ください。

○ 申請書類

- (1) 道路占用許可申請書
- (2) 道路占用料減免申請書
- (3) 占用場所が分かる案内図
- (4) 占用範囲・面積が分かる図面
- (5) 道路の維持管理に資する取組み（施設付近の清掃等）に関する計画書
- (6) 関係区局からの意見書（副申書）等

## 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※6月12日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

種別	対象	名称	説明	問合せ先
給付	県の要請等に協力いただいた方に	<b>神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第二弾）</b>	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力していた中小企業及び個人事業主等に対し、協力金を交付します。 交付額：1事業者あたり10万円	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（神奈川県） TEL 045-285-0536 050-1744-5875
	売上が前年から半減した方に	<b>持続化給付金</b>	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、給付金を支給します。 ・中小法人等：上限200万円 ・個人事業者等：上限100万円	持続化給付金事業コールセンター（経済産業省） TEL 0120-115-570
	従業員の雇用の維持を図りたい方に	<b>雇用調整助成金</b>	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。  ※助成率の引上げ等、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置を実施	神奈川県労働局 神奈川助成金センター（厚生労働省） TEL 045-650-2801  雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
	従業員に子どもがいる方に	<b>小学校休業等対応助成金</b>	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対し、助成金が支給されます。 ・1日あたり：上限8,330円	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
	フリーランスで子どものいる方に	<b>小学校休業等対応支援金</b>	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に、支援金が支給されます。 ・1日あたり：定額4,100円	
	商店街の方に	<b>商店街等の活動支援一時金</b>	商店街等に対し、個々のニーズに応じた様々な活動に充当できる一時金（加盟店舗数×10万円）を交付します。	横浜市経済局商業振興課 TEL 045-671-3488 FAX 045-664-9533

給付	商店街の方に	<b>神奈川県商店街等再起支援事業費補助金</b>	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の感染症拡大防止又は再起を図るための事業を支援します。 ・交付額 上限300万円	神奈川県産業労働局 中小企業部商業流通課 TEL 045-210-5612
	小規模事業者の方に	<b>小規模事業者支援一時金</b>	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上、500万円以下の融資を受けた小規模事業者に対し、10万円の一時金を交付します。	小規模事業者支援一時金コールセンター（委託先：公益財団法人横浜企業経営支援財団） TEL 045-225-3725
		<b>スタートアップ企業支援一時金</b>	創業間もないIT、ライフサイエンス等分野の市内スタートアップ企業に対し、10万円の一時金を交付します。	横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局（委託先：株式会社ウィルパートナーズ） TEL 045-228-9404 E-Mail:yokohama-startup@willpartners.co.jp
	文化芸術活動のプロフェッショナルの方に	<b>文化芸術活動応援プログラム</b>	活動再開に向けた準備や、現在の状況下でも実施可能な文化芸術活動に対して、支援金を給付します。（申請は5月28日～6月10日） ・上限30万円	横浜市文化観光局文化振興課 TEL 045-671-3714 FAX 045-663-5606
		<b>映像配信支援プログラム</b>	市内のライブハウス・ホール等における無観客公演などの映像配信事業を対象にした支援を行います。 ・上限70万円	
	観光・MICE関連事業者の方に	<b>観光・MICE関連事業者緊急支援金</b>	販路開拓など、自粛期間中の事業継続のために実施する事業や、回復期の誘客促進につながる取組を支援します。 ・事業費の2/3、上限20万円	公益財団法人横浜観光コンベンションビューロー TEL 045-221-2113
	テレワークを導入する事業者の方に	<b>職場環境向上・女性活躍推進助成</b>	テレワーク導入にかかるシステム整備費や、専門家への相談委託料を助成します。 ・助成率3/4、上限30万円	横浜市経済局経営・創業支援課 TEL 045-671-4236 FAX 045-664-4867
		<b>働き方改革推進支援助成金</b>	テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。 ・補助率3/4（1人あたりの上限額：40万円、1企業あたりの上限額：300万円）※成果目標達成の場合	テレワーク相談センター（厚生労働省） 0120-91-6479

受付終了しました

融資

資金繰りのため融資を受けたい方に

<p><b>横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金</b>                  ※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された事業者が対象</p>	<p>国の制度に基づく融資限度額3,000万円の当初3年間実質無利子の融資メニューです。</p>	
<p><b>新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）</b>                  ※危機関連保証の認定を取得された事業者が対象</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。</p>	<p>横浜市経済局金融課                  TEL 045-671-2592                  FAX 045-664-4867</p>
<p><b>新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型）</b>                  ※セーフティネット保証4号の認定を取得された事業者が対象</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。</p>	<p>※融資のお申込みについては金融機関へお問い合わせください。</p>
<p><b>新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）</b>                  ※セーフティネット保証5号の認定を取得された事業者が対象</p>	<p>国が指定する業況の悪化している業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している事業者が対象です。</p>	
<p><b>経済変動対応資金（新型コロナウイルス）</b></p>	<p>最近1か月の純売上高や売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している事業者が対象です。</p>	
<p><b>日本政策金融公庫の融資</b></p>	<p>一時的に業況悪化をきている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>日本政策金融公庫各支店</p>
<p><b>商工中金の融資</b></p>	<p>資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>商工中金各支店</p>
<p><b>税証明書発行手数料の減免</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる融資や貸付、各種支援制度等の手続きに使用する目的で申請された税証明書の発行手数料を無料とします。</p>	<p>各区税務課</p>

期間延長・猶予

税金の申告・納付が困難な方に	<b>個人市民税・県民税の申告期限の延長</b>	個人市民税・県民税の申告期限を令和2年4月17日以降も延長しています。	各区税務課市民税担当
	<b>事業所税の申告・納付期限の個別延長</b>	本来の期限までに申告・納付を行うことが物理的に困難な場合、本来の申告・納付期限から90日を限度として、事業所税の申告・納付期限の延長の申請をすることができます。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4491 FAX 045-210-0481
	<b>法人市民税の申告・納付期限の個別延長</b>	本来の期限までに申告・納付を行うことが物理的に困難な場合、法人市民税の申告・納付期限の延長の申請をすることができます。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481
	<b>国税の申告・納付期限の延長</b>	申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税を期限内に申告することが困難な方は、申告期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
	<b>納税の猶予</b>	市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。	各区税務課収納担当 ※県税については各県税事務所へ ※国税については国税局猶予相談センター（東京国税局）0120-948-271
社会保険料の支払いが困難な方に	<b>厚生年金保険料等の納付猶予</b>	厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所
公共料金等の支払いが困難な方に	<b>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</b>	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	水道局お客さまサービスセンター TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281
	<b>電気・ガス料金の支払い猶予</b>	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	<b>通信料金の支払い猶予</b>	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	<b>勤労者福祉共済掛金の猶予</b>	掛金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市経済局雇用労働課 TEL 045-671-2343 FAX 045-664-9188

## ◆相談先一覧

資金繰りや経営安定に関する相談	<u>横浜市経済局金融課相談認定係</u> TEL 045-662-6631 FAX 045-651-3518
経営全般に関する相談	<u>公益財団法人横浜企業経営支援財団</u> TEL 045-225-3711
信用保証に関する相談	<u>横浜市信用保証協会</u> TEL 045-662-6623
雇用や賃金等に関する相談	<u>かながわ労働センター</u> TEL 045-662-6110 FAX 045-633-5401
文化芸術活動に関する相談	<u>文化芸術創造都市横浜・臨時相談センター（横浜市芸術文化振興財団内）</u> <a href="https://covid19.yafjp.org/yes">https://covid19.yafjp.org/yes</a>
NPO法人の運営・活動に関する相談	<u>横浜市市民協働推進センター</u> TEL 045-223-2666（6月8日以降は、045-671-4732） FAX 045-233-2888

### 飲食店経営者の皆さまへ「テイクアウト&デリバリー横浜」のご案内

テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配・配達）を行う市内飲食店をPRします。「テイクアウト&デリバリー横浜」のサイトより情報登録をお願いいたします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/covid-19/takeout-delivery/takeout.html>

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。

[http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県サイトをご確認ください。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-19](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-19)